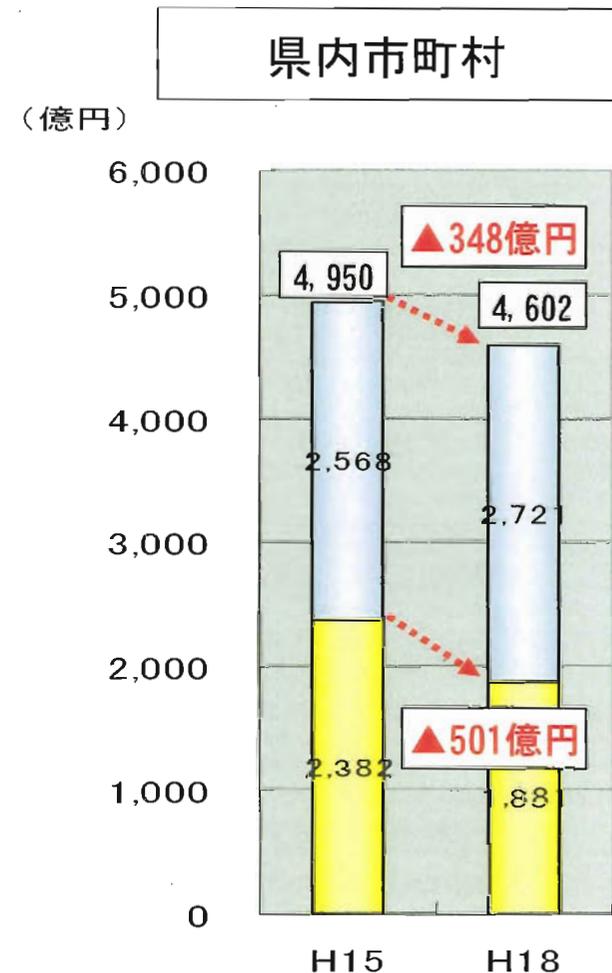
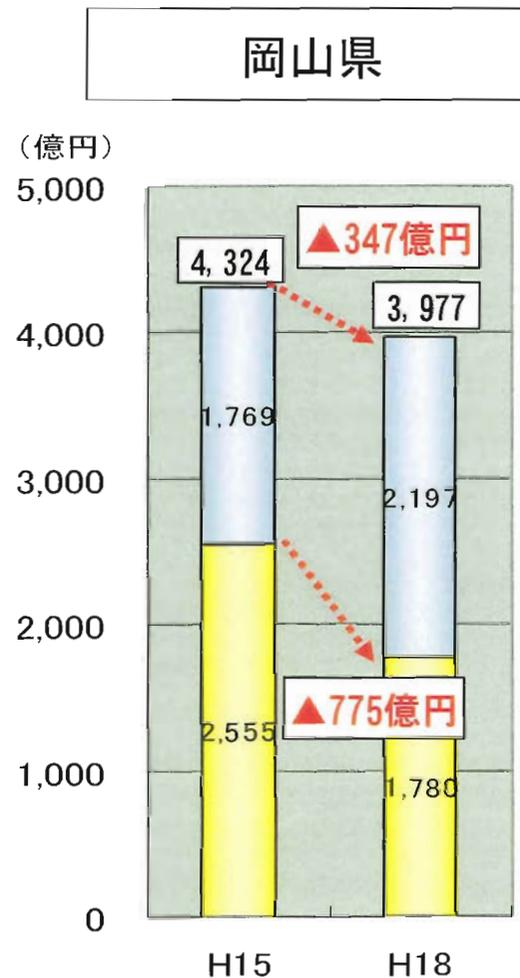
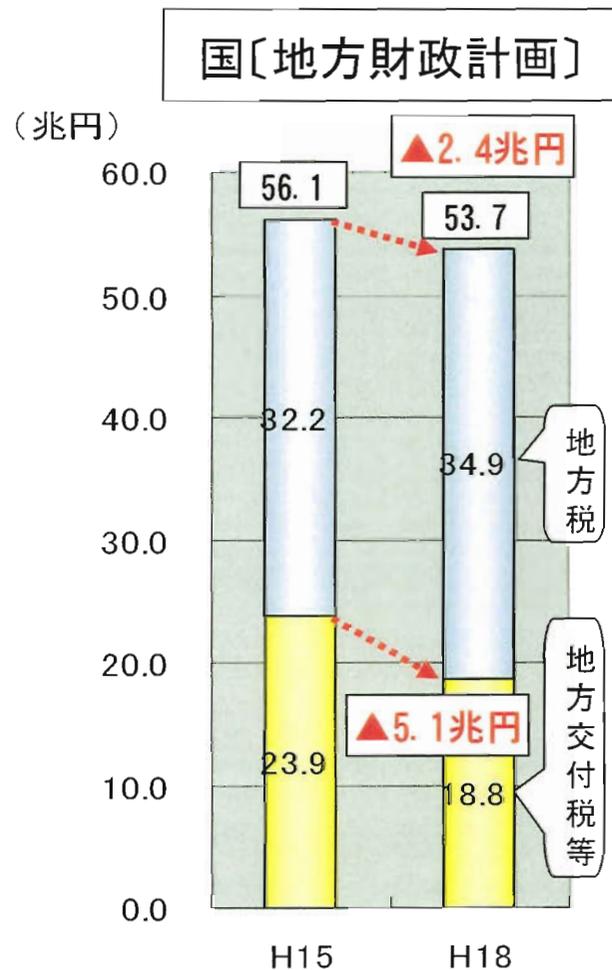


# 最近の地方税財政を巡る動きについて

1. 地方交付税充実の必要性について
2. 税源偏在の是正に向けた税源交換について
3. 道路特定財源の確保について
4. 地方分権改革の推進と地方税財政の充実強化に関する緊急アピール(岡山県自治体代表者会議)
5. 地方分権改革推進に関する決議(地方六団体)

# 1. 地方交付税充実の必要性について

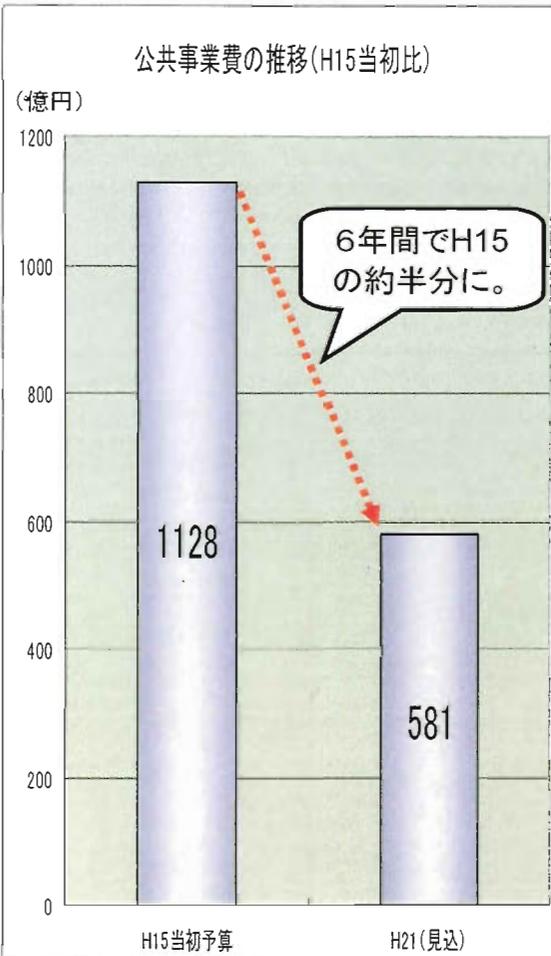
三位一体の改革の期間中 (H16~H18)、地方交付税は国全体で **▲5.1兆円** と著しく減少。税収の増を加味しても、**▲2.4兆円** の大幅な減。



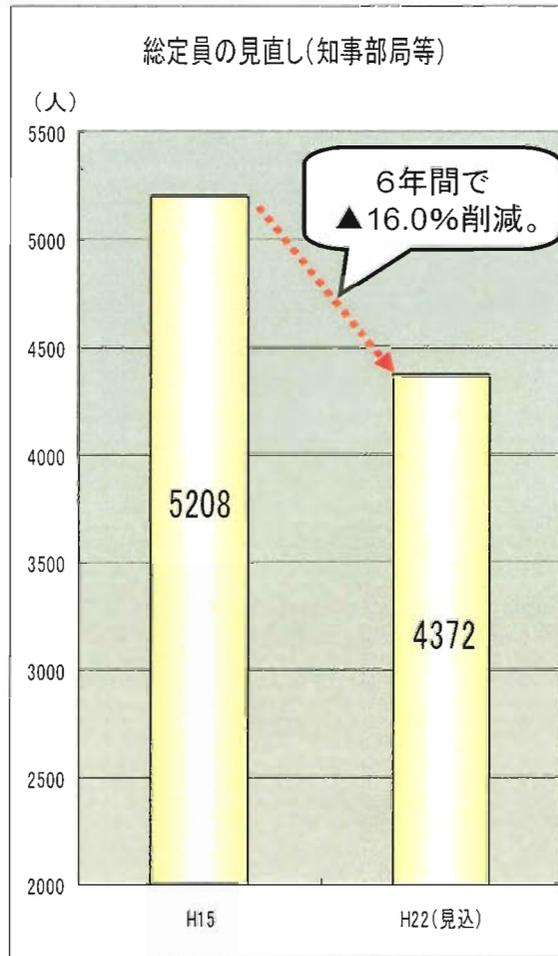
# 地方の行財政改革の取組

## 岡山県における歳出の削減

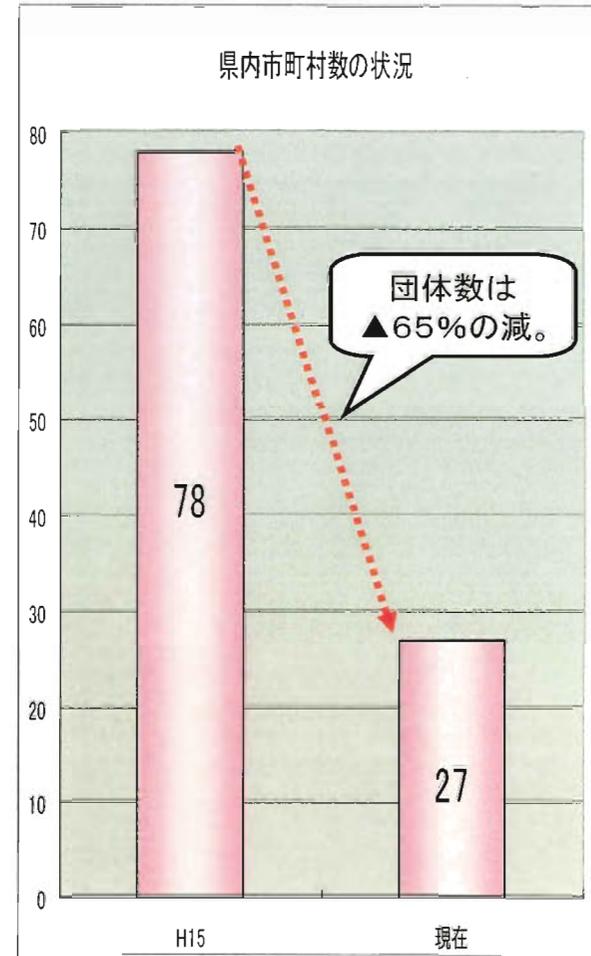
### 公共事業



### 総定員



## 合併による県内市町村数の減



※公共事業、総定員の削減は、改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づくものである。

地方は国を上回る懸命の行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、地方交付税の削減により、非常に厳しい財政状況に置かれ、地方は必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況。

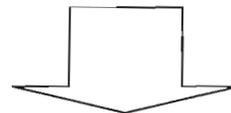
○地方自治体の財政は硬直化が進行

【岡山県の財政指標の状況】

	H7		H17
経常収支比率	89.8%	→	90.9%(+1.1)
起債制限比率	14.3%	→	17.4%(+3.1)
公債費負担比率	18.1%	→	22.7%(+4.6)

【県内市町村の財政指標の状況】

	H7		H17
経常収支比率	76.5%	→	90.0%(+13.5)
起債制限比率	10.1%	→	13.0%(+2.9)
公債費負担比率	13.5%	→	18.6%(+5.1)

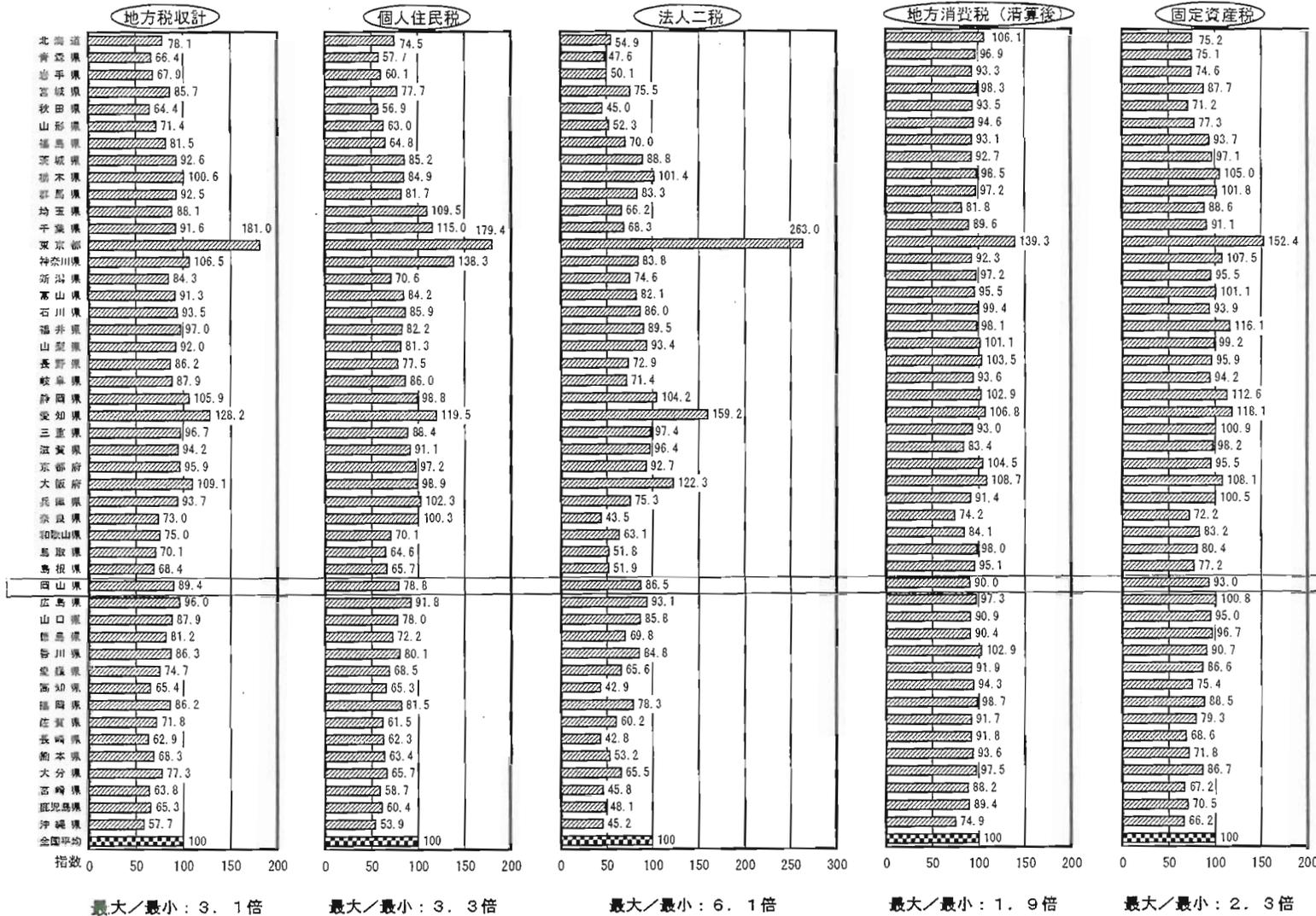


地域間格差の是正等の課題の解決のために、地方が自主的・主体的に取り組んでいくためには、地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の増額が不可欠。

# 2. 税源偏在の是正に向けた税源交換について

## 地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込)

—地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)—



【平成18年度決算額見込額】

35.8兆円

8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

# 税源偏在の是正のための方策の比較

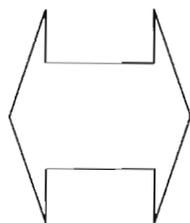
## 税源交換

(総務省案)

- ・偏在度の小さい消費税(国税)と偏在度の大きい**地方法人二税を交換**。
- ・交換にあたっては、現在、地方交付税の原資となっている消費税を地方税である地方消費税に、法人二税を国税である法人税にした上で交付税原資に算入。

### <評価>

- ・安定的で偏在性の少ない地方税体系を構築するという**地方税改革の方向性に合致するもの**。



## 地方税の水平的調整

(財務省案)

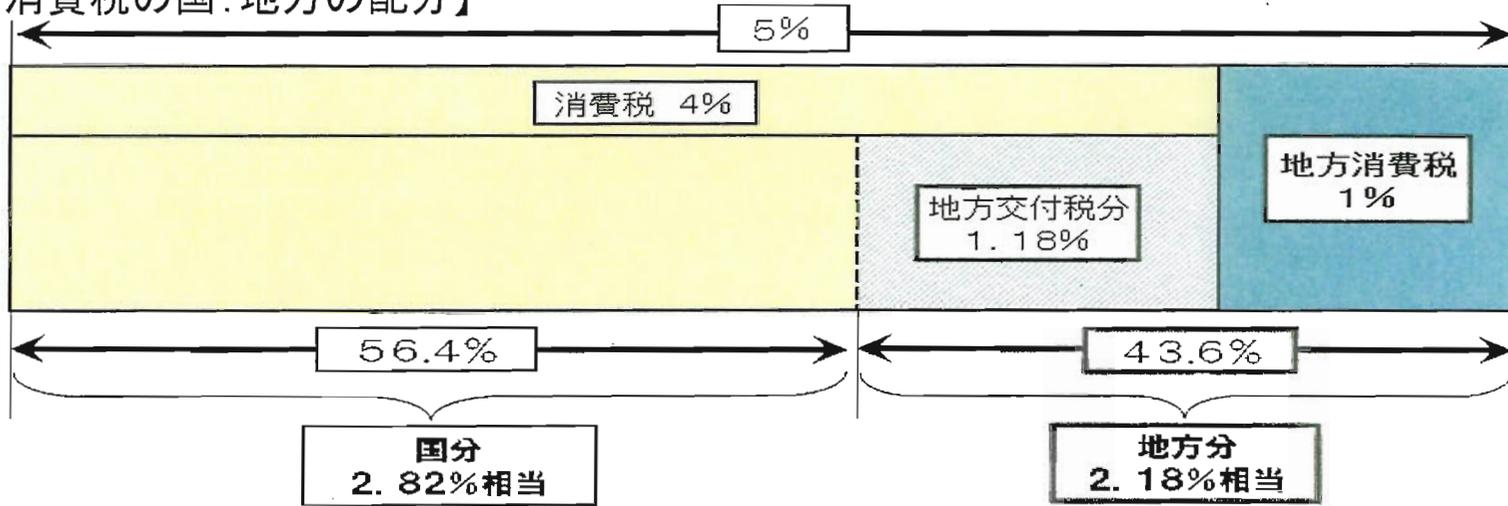
- ・地方法人二税の一部を、その法人の所在地に関係なく、人口や全体の従業員数等の基準により地方団体間で再配分する、**水平的調整**を行うべき。

### <評価>

- ・地方税の基本原則である受益と負担の原則に反すること、地方の税源涵養の意欲を阻害するなどの問題があり、慎重に検討される必要がある。

# 地方消費税と地方法人二税について

## 【消費税の国:地方の配分】



## 【地方消費税】

全国税収: 2兆6,300億円

東京シェア: 14.1%

偏在度(東京/沖縄): 2.0倍

## 【地方法人二税】(均等割を除く)

全国税収: 9兆1,000億円

東京シェア: 26.5%

偏在度(東京/長崎): 7.1倍

法人事業税

全国税収: 5兆6,500億円

法人住民税(都道府県分)

全国税収: 9,700億円

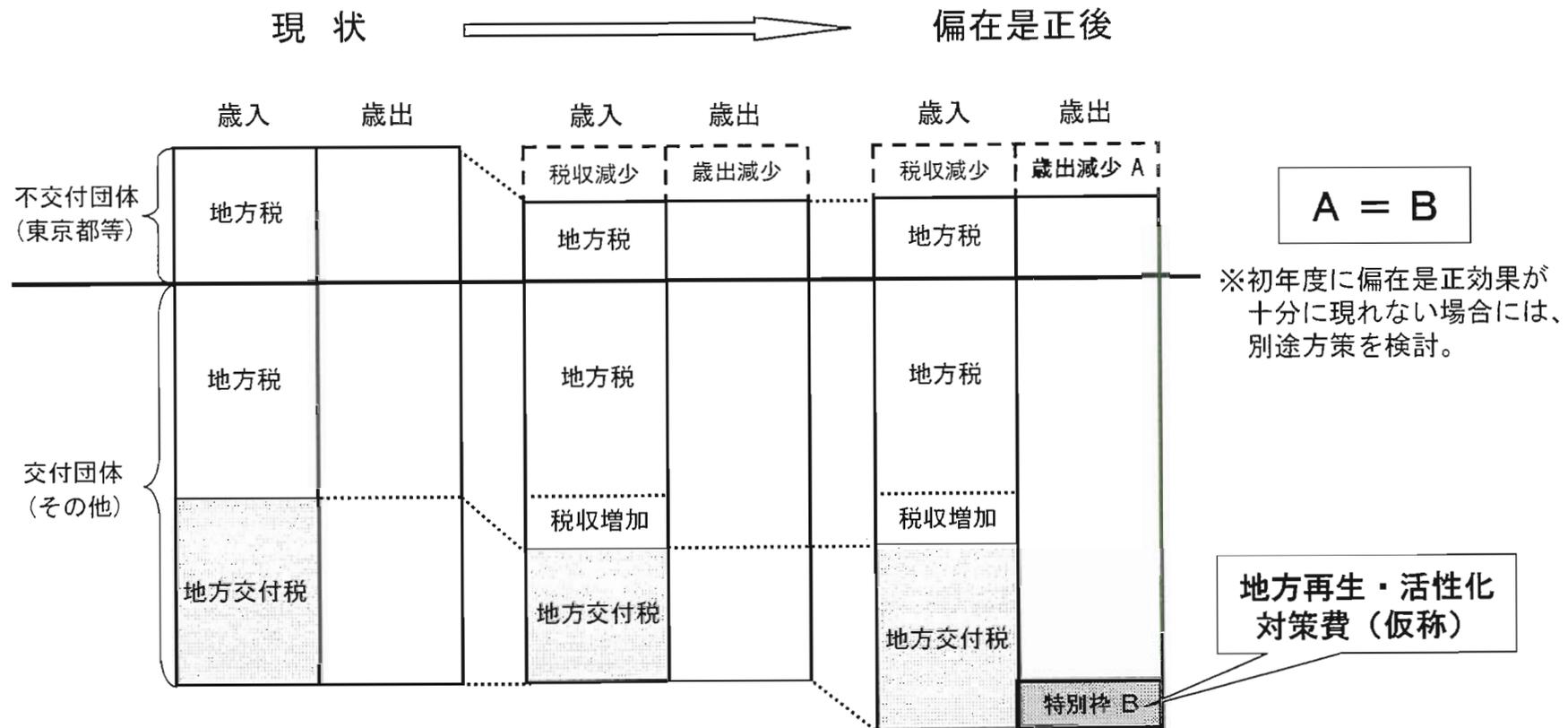
法人住民税(市町村分)

全国税収: 2兆4,800億円

(注) 全国税収額は19年度地財計画額であり、東京シェアは東京都と都内市区町村の税収の全国に占めるシェアである。偏在度は、都道府県ごとの人口1人あたり税収額の最大値を最小値で割った数値である(平成17年度)。

# 「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

- ・地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠
- ・財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用
- ・小規模町村など財政の厳しい団体を中心に配分する方針



# 3. 道路特定財源の確保について

## 道路特定財源一覧

税目	道路整備充当分	税率	平成19年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年度創設 昭和29年より特定財源	全額 (暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	28,395
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される) (本則税率) 17.5円/kg	132
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割(77.5%)相当額は道路財源とされている) 例) 自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
	計		34,076
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額(揮発油税と併課される) 58/100: 都道府県及び指定市 42/100: 市町村 [地方道路譲与税法 第2条] (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2: 都道府県及び指定市 [石油ガス譲与税法 第1条] 石油ガス税を参照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3: 市町村 [自動車重量譲与税法 第1条] 自動車重量税を参照	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額: 都道府県及び指定市 (暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	10,360
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10: 都道府県及び指定市 7/10: 市町村 [地方税法 第699条の32] (暫定税率) 取得価額の5% (自家用車) (本則税率) 取得価額の3% (自家用車)	4,855
計		22,026	
合計			56,102

- 注) 1. 税収は平成19年度当初予算(案)及び平成19年度地方財政計画(案)による。  
 2. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)  
 3. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19年度税収は、1,636億円(いずれも平成19年度地方財政計画(案)による)  
 4. [ ] 書きは、諸税の配分割合の根拠法である。

# 道路事業費の財源構成(H18決算)

岡山県

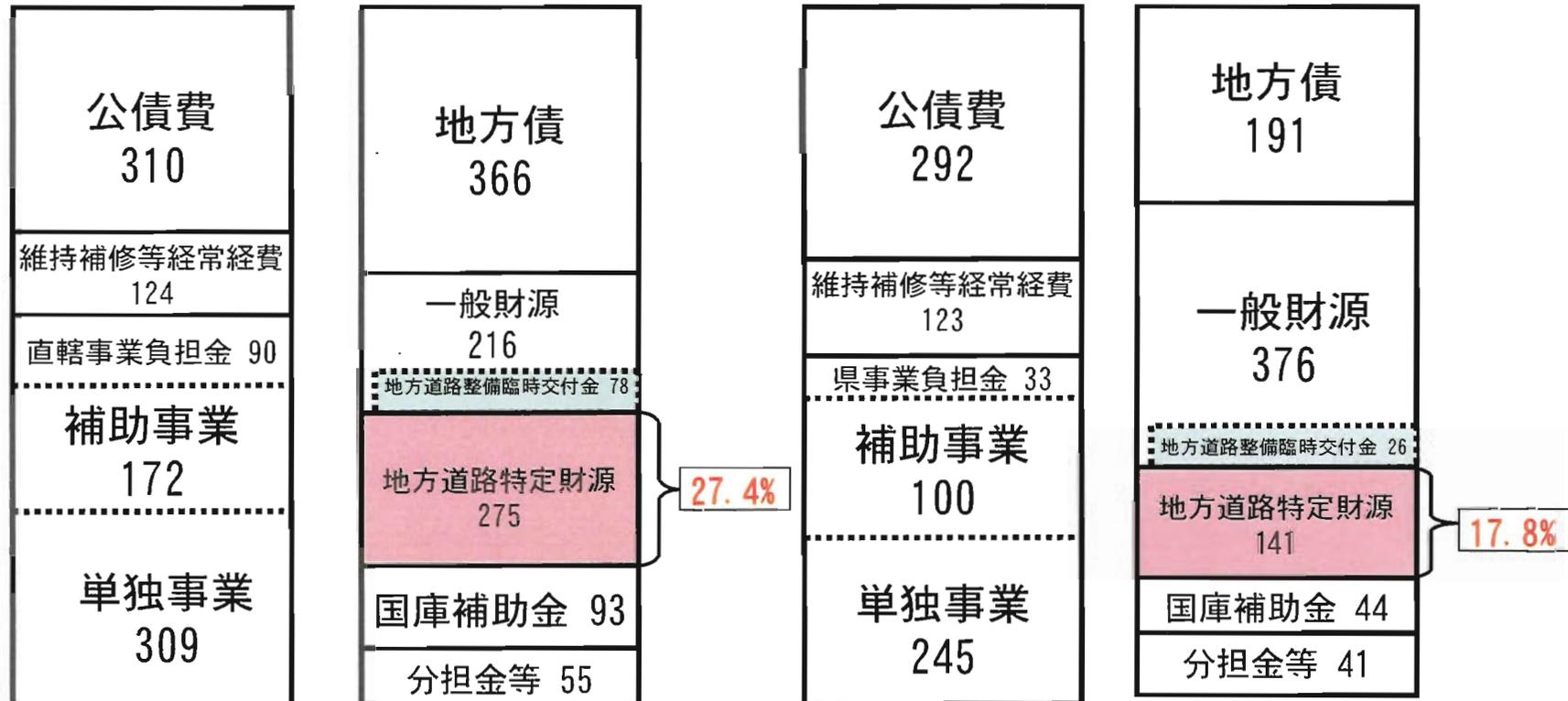
県内市町村

<道路事業費> <財源構成>

<道路事業費> <財源構成>

1,005億円

793億円



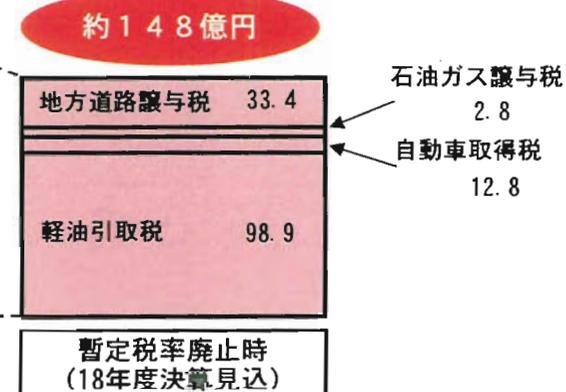
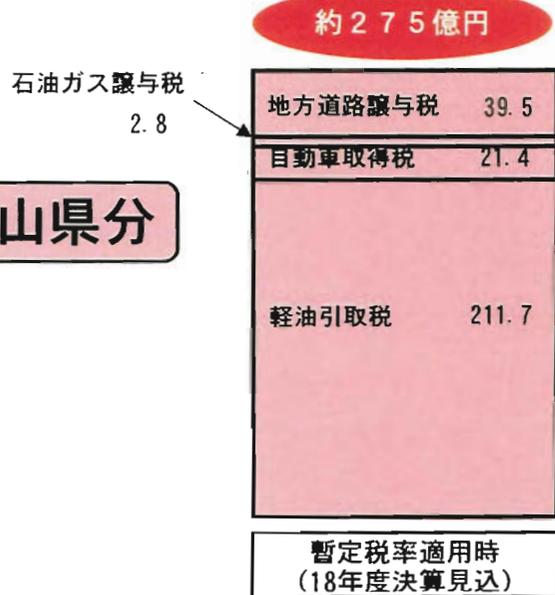
# 暫定税率が廃止された場合の地方への影響

県・市町村とも道路特定財源からの税収が半減する。

道路の維持管理費や起債償還額が固定経費として存在する。

**自治体の運営に多大な影響を与える！！**

## 岡山県分



## 岡山県内市町村分



自動車重量税を半減、  
自動車取得税を廃止す  
べきとの意見もある

# 地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化 に関する緊急アピール

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって地方の自治体経営における自主性、自立性を高めることが不可欠である。

しかしながら、現在政府の地方分権改革推進委員会で進められている議論においては、地方分権改革に対する国の消極的姿勢が顕著であり、「地方が主役の国づくり」を目指す観点からはかけ離れたものとの印象がぬぐえない。

地方自治体は、これまで市町村合併による行政組織の再編統合や国を上回る大幅な定員削減等、行財政改革に懸命に取り組んできたにもかかわらず、地方交付税の大幅な削減により、地方の財政状況は軒並み厳しいものとなり、必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況にある。

国におかれては、我々が求める地方分権改革の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識され、途半ばにある地方分権改革について次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、岡山県自治体代表者会議として緊急にアピールを行うものである。

## 1 地方政府の確立を目指した地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の中で述べた「地方政府」の確立を目指し、「地方が主役の国づくり」という観点から国と地方の役割分担を根本的に見直し、さらなる国から地方への権限及び事務事業の移譲を進め、併せて国の地方支分部局等を廃止、縮小することにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すべきである。

また、地方の自己決定、自己責任の原則を確立するため、国による関与、義務付け等の廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止を積極的に進めるとともに、条例制定権を拡大し、地方が担う事務について自らの権限と責任において執行することができるようにすべきである。

## 2 地方交付税の総額確保

平成 20 年度予算編成に向けて、地方にとって何よりも重要なのは、必要な地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の確保である。

地方交付税の削減により、地方の財政状況は軒並み厳しいものとなり、必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況にある。大きな問題となっている地域間の格差是正等の課題の解決に向け、地方が自主的・主体的に取り組んでいくことを可能にするには、それに応じた財源がなければならず、そのためには地方税、地方交付税等の地方一般財源総額の増額が図られなければならない。

## 3 地方税源の充実強化と偏在是正

地方分権の観点からは、国と地方の歳出比が 4 : 6 であることを踏まえ、今後、国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とする地方税源の充実強化が図られることが必要である。その際には、地域間の税収の偏在が小さな基幹税目である地方消費税などの充実によって、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築していくことが重要である。

また、近年、地方法人二税の税収が急速に回復していることなどを背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にあることを踏まえれば、税収偏在の是正に早急に取り組むことが必要である。

具体的な偏在是正の方法としては、一部に地方法人二税を人口等の基準により地方団体間で再配分するという主張があるが、これは受益と負担という地方税の基本原則との関係で問題があり、地方税改革のあるべき方向からすれば、国税である消費税と地方法人二税の一部を入れ替える税源交換が、適当な手法であると考えられる。なお、この際には、偏在是正を行った結果、一方で地方交付税が減少し、地方税財源全体として縮小することがないように、適切な措置が取られなければならない。

## 4 道路特定財源の安定的な確保

地方が自立した活力ある地域づくりを進めるためには、地方の主体的かつ着実な道路整備が不可欠であり、地方にとって真に必要な道路整備を中期計画に確実に盛り込むとともに、道路特定財源については、現行の暫定税率を堅持し、地方の道路整備を着実に進めるための財源を安定的に確保すべきである。

また、地方の道路整備は道路特定財源だけでは賄っていない状況に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めるべきである。

平成19年11月16日

岡山県自治体代表者会議

岡山県知事	石井正弘
岡山県議会議長	天野学
岡山県市長会会長	井手紘一郎
岡山県市議会議長会会長	宮武博
岡山県町村会会長	重森計己
岡山県町村議会議長会会長	西山宣治

# 地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることにより、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行する一方で、経済のグローバル化等により、中央と地方の間では格差が拡大している。しかし、格差拡大のもう一つの要因は、地方交付税が大幅に削減されたことにある。多くの地方公共団体では住民に身近な公共サービスや地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ない状況に陥っている。

地方はこれまで行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達している。この実情を直視し、地方交付税等総額を還元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治の確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

## 1 第二期地方分権改革の推進

### (1) 地方税源の充実と偏在是正

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立するとともに、受益と負担の関係を明確にしておくことが不可欠である。

こうした観点から、国と地方の事務の配分割合に税源の配分を近づけるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5にすることを目指し、国から地方への税源移譲を進め、並行して地方消費税の充実などにより税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

### (2) 国と地方の役割分担の見直し

国と地方の役割分担を大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

### (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

### (4) 自治体の自立(自律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

(5) 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

2 平成20年度予算編成等における地方税財源の充実

(1) 地方交付税の復元・増額と機能回復

社会保障関係の経費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映した上で、地方交付税を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の回復を図ること。

また、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税の本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

(2) 地方税源の充実強化と税制の原則を踏まえた偏在是正

地方税の偏在是正は早急に実現すべき課題である。しかし、政府内において検討されている法人二税を「地方団体間で再配分する」、「国が一括徴収し地方団体に配分する」などの案は応益負担など地方税の基本原則に反し、また地方税源を充実するという地方分権の流れにも逆行するものであり、到底受け入れられるものではない。

検討に当たっては、地方税の基本原則を踏まえ、地方の税源涵養インセンティブの確保などに十分配慮して行うべきであり、地方消費税まで含めた幅広い検討を行うこと。

(3) 道路特定財源の確保と地方への配分強化

地方が必要な道路整備を行うに当たって、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、その趣旨を踏まえ一般財源化することなく、現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

平成19年11月19日

地方六団体

(地方自治確立対策協議会)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟